

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2015

3

Vol.207



昭和54年に開園した豊栄幼稚園は、平成26年4月、子育て支援室を併設した認定こども園とよさか幼稚園、ことり保育園として新たにスタートしました。給食設備も備え、心のこもった温かい給食は子どもたちの楽しみのひとつになっています。

写真提供：学校法人 豊栄学園（新潟県新潟市）

CONTENTS

- 平成27年度 私学関係予算（案）の概要…………… 2
- 平成27年度 融資事業のご案内…………… 6
- 事業団資金で明日を拓く…………… 7
- 認定こども園に関する手続き／平成27年4月1日から積立貯金の利率を変更します／
住宅貸付の平成27年度団体信用生命保険料充当金の料率が決まりました…………… 9
- 平成27年度の掛金率等…………… 10
- 採用時の手続き…………… 12
- INFORMATION／融資事業のご案内…………… 14
- 私学事業団シンボルマークを作成しました／宿泊施設のご案内…………… 16

平成27年度

私学関係予算(案)の概要

平成27年1月14日の閣議で、平成27年度政府予算(案)が決定しました。

ここでは、文部科学省の私学関係予算として、私学助成関係予算(案)、幼児教育関係予算(案)(私立幼稚園に關する主な予算)、専修学校関係予算(案)の概要を説明します。

私学助成関係予算(案)

平成27年度私学助成関係予算(案)については、表のとおりです。

私立大学等経常費補助金については、一般会計では、3152億5000万円、また、復興特別会計では、28億3500万円が計上されています。

建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災

地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施することとしています。

一般補助では、大学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について支援するとともに、特別補助では、2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組み私立大学等に対し、重層的に支援することとしています。

特に、2020年度までを「私立大学等経営強化集中支援期間」として位置づけ、大学内・大学間のスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大

学機能の集積を図る私立大学等への重点的な支援を行う「私立大学等経営強化集中支援事業」を新設するとともに、地方の「職」を支える人材育成に対する支援を充実することとしています。

また、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する「私立大学等改革総合支援事業」を継続することとしています。

さらに、意欲と能力のある学生が経済的な理由により学業を断念すること

平成27年度 私学助成関係予算(案)の概要

(単位: 百万円)

事 項	平成26年度 予 算	平成27年度 予 算	比 較 増 減	備 考
(1) 私立大学等経常費補助	318,399	315,250	△ 3,149	
○概要： 建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を確保するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施する。 ※()内は昨年度予算額 271,105百万円 (276,202百万円)				
◆一般補助 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。				
◆特別補助 2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援する。				
・私立大学等経営強化集中支援事業 44,145百万円 (42,197百万円)				
・地方の「職」を支える人材育成 4,500百万円 (新規)				
・授業料減免の充実等 1,173百万円 (856百万円)				
減免対象人数：約0.3万人増(26年度 約3.9万人→27年度 約4.2万人)				
◆私立大学等改革総合支援事業 14,400百万円 (14,400百万円)				
(上記の一般補助及び特別補助の内数)				
教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。				
(参考：復興特別会計)				
※特別補助				
・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助 2,835百万円 (4,733百万円)				
・被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援を実施。				
(2) 私立高等学校等経常費 助成費等補助	100,472	102,049	1,577	
○概要： 私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。				
◆一般補助 各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。				
87,664百万円 (86,323百万円)				
◆特別補助 11,658百万円 (11,436百万円)				
各私立高等学校等の特色ある取組を支援する。				
・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、学校安全の推進、授業料減免事業				
・幼稚園における障害のある幼児受入れ、預かり保育への支援 等				
◆特定教育方法支援事業 2,727百万円 (2,713百万円)				
特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。				
(3) 私立学校施設・設備の整備 の推進	8,698	9,198	500	
《※うち、他局分》	《318》	《299》	《△19》	(26年度補正予算額 38,299百万円)
〔他に、財政融資資金〕	〔36,700〕	〔36,700〕	〔0〕	
○概要： 建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。 特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。				
◆教育・研究装置等の整備 8,009百万円 (1,341百万円)				
教育及び研究のための装置・設備の 高機能化等を支援する。				
◆私立大学等改革総合支援事業(上記の内数) 1,080百万円 (1,080百万円)				
教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。				
・私立大学等の全学的・組織的な改革取組を、施設・装置の整備を通じ支援する。				
◆耐震化等の促進(復興特別会計での対応分を含む) 12,525百万円 (12,314百万円)				
学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援する。				
(参考：復興特別会計)				
※耐震化等の促進 11,335百万円 (4,957百万円)				
・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。				
(4) 私立大学等教育研究 活性化設備整備事業	4,600	4,600	0	
○概要： 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備の整備を通じ支援する。				
◆私立大学等改革総合支援事業 4,600百万円 (4,600百万円)				
教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。				
(5) 私立学校施設の災害復旧	(461)	(520)	(60)	
○概要： 東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。				
◆私立学校施設の災害復旧 390百万円 (364百万円)				
◆私立学校の教育活動復旧 130百万円 (97百万円)				
総 額 (復興特別会計)	432,169 (10,150)	431,097 (14,690)	△ 1,072 (4,540)	

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

がないよう、私立大学等が経済的に修学困難な学生を対象に実施している授業料減免等への支援の充実を図るとともに、学内ワークスタディ等への支援など、学生の経済的負担軽減のための多様な支援策を講じる大学等に対する支援を充実することとしています。併せて、東日本大震災により被災した学生を対象とした授業料減免等を行う大学等を支援することとしています。

私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助については、一般補助の全学校種について、生徒等一人当たり単価を増額しています。特別補助においては、預かり保育を行う幼稚園に対する支援基礎単価を昨年度に引き続き増額することとし、また、毎年対象園児が増加傾向にある障害のある幼児の受け入れへの支援経費を拡充しました。さらに、教育の質の向上を図る学校支援経費においては、英語をはじめとする外国語教育の強化や、教育相談体制の整備を図る取り組みに対する支援を拡充しています。

これらを含めた私立高等学校等経常費全体としては、対前年度15億7700万円増の1020億4900万円となっています。

私立学校施設・設備整備費補助金は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。

平成27年度予算については、平成26

年度補正予算（299億5000万円）と一体とした執行により、引き続き、耐震改築及び耐震補強や非構造部材の耐震対策等の整備に対する支援をはじめ、教育研究環境を充実するため、教育研究装置・設備等の高機能化に対する支援として、復興特別会計と合わせて、205億3300万円を計上しております（下図参照）。

なお、これらの各補助事業については、26年度に実施した補助対象事業費の下限額の引き下げ等による補助対象の拡大を延長するなど補助制度の改善充実を図っています。

また、私立学校施設高度化推進事業費補助（利子助成）については、私学事業団から融資を受ける老朽校舎等の建て替え整備事業にかかる学校法人の負担金利を26年度に引き続き大学等について実質0・5%、高等学校等について実質1・0%に優遇することとしています。

また、前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化といった改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する「私立大学等教育研究活性化設備整備事業」において、46億円が計上されています。

なお、私学事業団の共済業務にかかる事業費（長期給付）補助金及び事務費等補助金として、対前年度75億33

00万円増の1220億8200万円が計上されています。

最後に、東日本大震災により被害を受けた私立学校施設の災害復旧については、津波被害地域、避難指示解除準

備区域等に所在する復旧事業に未着手である学校施設の復旧に必要な経費等として、5億2000万円を計上しています。

私立学校施設の耐震化等防災機能強化

平成27年度予算額 125億円
[うち 復興特別会計 113億円]
平成26年度補正予算案 280億円

東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化を一層促進することが必要。

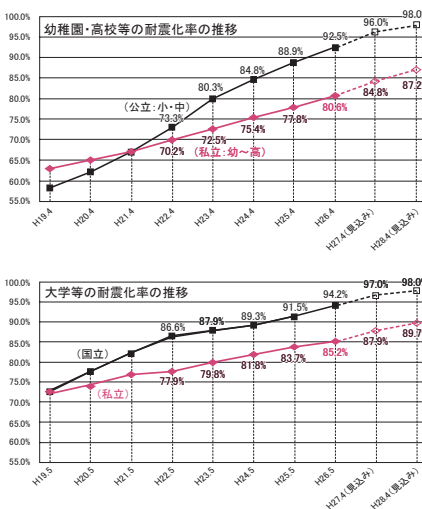
【内 容】

学校施設の耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築（建替え）及び耐震補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に財政支援。

- ◆ 耐震改築（建替え）事業 26'補正：195億円
（補助率：大学1/2、高校等1/3）
- ◆ 耐震補強事業 26'補正：85億円、27'予定額：101億円
（補助率：大学1/2、高校等1/3 [Is値0.3未満の場合1/2]）
- ◆ その他耐震対策事業 27'予定額：24億円



私立学校施設の耐震化については、耐震化率(※)が高校等で約81%、大学等で約85%と、耐震対策が大幅に遅れている状況。
(※) 平成26年5月現在の調査結果



幼児教育関係予算(案)

平成27年度幼児教育関係予算(案)については表のとおりです。

幼稚園就園奨励費にかかる予算については、昨年度に引き続き低所得世帯の保護者負担軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、超過負担の解消を行うことにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図ることとし、401億8800万円(対前年度比62億8300万円増)を確保しています(うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上分は323億4100万円)。

私立幼稚園施設整備費補助については、15億9000万円(対前年度比1900万円減)を計上し、私立幼稚園施設の耐震化事業などに対応することとしています。非構造部材の耐震対策事業等において補助下限額の撤廃を行うなどの要件緩和を継続して実施するとともに、地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強工事については、2分の1以内の補助を行うこととしています。私立幼稚園施設の耐震化については、この機会に必要な整備を完了していただきますよう、積極的な取り組みをお願いします。

また、私立幼稚園に対する経常費助成費補助については、「幼稚園特別支援教育経費」の充実等を図り、303

平成27年度 幼児教育関係予算(案)の概要

(単位: 百万円)

区 分	平成26年度 予 算 額	平成27年度 予 算 額	比較増 △減額	備 考
1. 幼児教育の段階的無償化に向けた取組の推進 (幼稚園就園奨励費補助)	33,905	40,188 ※	6,283	〔うち、子ども・子育て支援新制度移行分を除いた文部科学省予算計上分は、32,341百万円(対前年度 5,168百万円増)〕 ※ 子ども・子育て支援新制度へ移行する幼稚園を含めた幼稚園就園奨励費に係る予算全体の所要額
(1) 低所得世帯の保護者負担軽減 私立幼稚園に就園する園児の市町村民税非課税世帯に当たる保護者が負担している月額9,100円を月額3,000円に引き下げる。 (階層区分) 第Ⅰ階層: 生活保護世帯 (27年度補助単価) (保護者負担額) 308,000円 (前年度同額) 0円 第Ⅱ階層: 市町村民税非課税世帯 (27年度補助単価) (保護者負担額) 272,000円 (72,800円増) 36,000円 (市町村民税所得割非課税世帯を含む) (年収約270万円まで) ※保護者負担額を月額9,100円から月額3,000円に引き下げ 第Ⅲ階層: 市町村民税所得割課税額 (77,100円以下) 世帯 (年収約360万円まで) 115,200円 (前年度同額) 192,800円 第Ⅳ階層: 市町村民税所得割課税額 (211,200円以下) 世帯 (年収約680万円まで) 62,200円 (前年度同額) 245,800円 ※ 金額は、第1子の場合の補助単価(年額)。補助限度額は保育料の全国平均単価(私立): 308,000円 ※ 市町村民税所得割課税額(補助基準額)及び年収は、夫婦(片働き)と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。 (2) 市町村に対する補助の拡充(市町村の超過負担の解消) 幼稚園就園奨励事業において、市町村に対する補助を拡充し、市町村の超過負担を解消することにより、すべての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図る。				
(新規) 2. 認定こども園等への財政支援	0	13,484	13,484	・認定こども園施設整備交付金 11,757百万円 ・教育支援体制整備事業費交付金 1,727百万円 ※各都道府県が保有する基金と併せた総額(31,688百万円)で事業を実施。
3. 幼稚園教育内容・方法の改善充実	18	21	3	・幼稚園教育理解推進事業 15百万円 ・幼稚園教育の在り方に関する調査研究(新規) 6百万円
(新規) 4. 幼児教育の質向上推進プラン	0	34	34	・幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討 8百万円 ・幼児教育の質向上に係る推進体制等の構築モデル事業 25百万円
(前年度限りの経費) 5. 安心こども基金	18,319	0	△18,319	※各都道府県が保有する基金は引き続き活用。
(前年度限りの経費) 6. 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等推進事業	26	0	△26	
【参考】				
1. 私立幼稚園施設整備費補助	1,528	1,509	△19	※公立幼稚園施設整備費については、学校施設環境改善交付金161,626百万円の内数
2. 私立高等学校等経常費助成費補助(幼稚園分)	30,211	30,308	97	
(1) 一般補助	20,849	20,749	△100	
(2) 特別補助	9,362	9,559	197	①子育て支援推進経費 5,001百万円→4,601百万円 ・預かり保育推進事業 3,851百万円→3,451百万円 ・幼稚園の子育て支援活動の推進 1,150百万円→1,150百万円 ②幼稚園特別支援教育経費 4,361百万円→4,958百万円

億800万円を計上しています。さらに、認定こども園の設置・促進を図るため、新たな交付金を創設し、幼稚園や保育所が認定こども園へと移行する場合や新たに認定こども園を設置するために必要な財政支援を行うこととしており、134億8400万円を計上しています。なお、各都道府県が保有する「安心こども基金」は、引

き続き認定こども園の設置・促進に活用されることとなっています。そのほか、幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けて必要な検討を行うとともに、自治体等における幼児教育の推進体制の在り方や幼稚園・保育所・認定こども園を通じた教職員の資質向上を図るための研修の充実方策等に関する調査研究を行う「幼児教育の

質向上推進プラン」を新たに実施します。また、幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、中央及び都道府県において研究協議会を行う「幼稚園教育理解推進事業」に加え、「幼稚園教育の在り方に関する調査研究」を新たに実施することとしています。

専修学校関係予算(案)

平成27年度の専修学校関係予算(案)においては、新たに、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を創設し、

さらに、専修学校における留学生の受け入れ拡大を図るため、「専修学校留学生就職アシスト事業」及び、被災地の復旧・復興の即戦力や次代を担う専門人材の育成を図るための「東日本

大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業」についても、引き続き実施していくこととしています。
その他、教育装置や情報処理関係設備の整備、学校施設や非構造部材の耐

震化工事、エコ改修工事等の専修学校の教育基盤の整備に必要な経費の一部を補助するための予算を計上しています。

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取り組み、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行うことにしています。

また、各地域の人材ニーズに対応した中核的な専門人材養成の推進や、社会人等の学び直し機会の充実を図るため、「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業を実施するとともに、文部科学大臣が認定する「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体のさらなる質保証・向上の取り組みを推進するため、「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業を実施するために必要な予算を引き続き計上しています。

平成27年度 専修学校関係予算(案)の概要

()は26年度予算額

国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進

○ 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進 15.7 億円 (16.8億円)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

・ 地域版学び直し教育プログラムの開発・実証の拡充 等

○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進 1.8 億円 (1.8億円)

「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心とした国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

○ 専修学校留学生就職アシスト事業 等 0.7 億円 (0.8億円)

専修学校における外国人留学生に対する来日の動機づけから就職までを支援し、産業界等との連携の下、留学生受け入れ拡大を図る。

○ 国費外国人留学生制度 7.5 億円 (5.9億円)

安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

○ 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業【新規】 3.0 億円 (新規)

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないように、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進めるため、教育機会を確保するための取組、公費投入についての教育的効果の検証や効果的な修学支援の検証等について実証的な研究を行う。

東日本大震災の復興に向けた支援

○ 東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業 1.1 億円 (2.4億円)

※ 復興庁一括計上

専修学校や専門高校等の教育機関と地域・産業界が連携し、被災地の人材ニーズに対応した復興の即戦力となる人材や、次代を担う専門人材の育成を推進する。

専修学校の教育基盤の整備

○ 私立学校施設整備費補助金 8.4 億円 (8.4億円)

【補助対象】

- ・ 教育装置や学内LAN装置の整備
- ・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備
- ・ 太陽光発電導入工事、エコ改修工事

○ 私立大学等研究設備整備費等補助金 2.2 億円 (2.2億円)

【補助対象】

- ・ 情報処理関係装置の整備

合 計

40.4 億円 (38.5億円)

※ 高等学校等就学支援金、日本学生支援機構の奨学金事業など、専修学校分の予算が不可分なものは含まれていない。

平成27年度 融資事業のご案内

私学事業団では、私立学校教育の振興を図るため、私立学校の施設整備に要する資金、その他経営に必要な資金の融資を行っています。

本事業団融資は、国の財政融資資金、私立学校教職員共済制度の年金運用資産等を原資とする公的な融資制度です。

融資費目ごとの計画額、融資金利等は下記をご覧ください。平成27年度計画では、引き続き耐震化等防災安全対策促進のための耐震改築、耐震改修事業等の低利融資を実施します。

なお、27年度から社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園も融資対象学校に追加されます。

助成業務

平成27年度 融資事業計画(案)

融資費目	事業内容	27年度計画額	貸付条件	
			利率	期間
一般施設費	①校(園)舎、体育館、講堂等の建築事業、校地等買収、造成事業	58,200 百万円	%	20年以内 (うち据置2年以内)
	②私立大学戦略的研究基盤形成支援事業に選定された事業に係る施設の整備事業		1.0	
	③私立大学等改革総合支援事業に選定された事業に係る施設・装置の整備事業		0.7	
	④研究高度化関連施設の整備事業		0.8	
	⑤次世代型学校施設の整備事業		0.7	
	⑥温暖化対策のための施設整備事業		0.5	
	⑦防災(耐震)機能強化の改修事業		1～3年目 無利子 4年目以降 0.5	
	⑧耐震改築事業			
教育環境整備費	①机、椅子、図書等の校教具の購入	1,400	0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	②実験・実習用機器、通園バス等1個又は1組の価格が500万円以上の機器備品・装置、車両等の購入		0.6	10年以内 (うち据置2年以内)
	③「私立大学研究設備整備費等補助金」等の補助対象設備・備品		0.4	5年6か月以内 (うち据置6か月以内)
	④経営困難校を支援する法人が一時的に要する資金			
災害復旧費	①風水害、地震等による災害復旧事業	200	0.4	特別災害は25年以内 (うち据置2年以内)、 一般災害は20年以内 (うち据置2年以内)
	②東日本大震災により被災した学校法人等の施設の復旧事業		1～5年目 無利子 6～7年目 0.1 8年目以降 0.3	25年以内 (うち据置5年以内)
公害対策費	騒音、アスベスト等の公害防止対策のための施設整備事業	100	0.7	21年以内 (うち据置3年以内)
特別施設費	①寄宿舎、国際交流施設、附属病院等の建築、用地買収事業	10,100	1.1	20年以内 (うち据置2年以内)
	②障がい者の利便をはかるために校舎等を改修する事業		0.7	

- (注) 1. 金利は、平成27年3月1日現在のものです。毎月見直しており、融資実行の際は契約時の金利を適用します。
2. 一般施設費のうち沖縄県に所在する学校(専修・各種学校を除きます)の施設整備事業の金利は0.7%(返済年限22年以内)です。
3. 一般施設費のうち耐震改築事業の幼稚園に対する金利は0.5%、専修学校・各種学校に対する金利は0.5%です。
4. 一般施設費のうち防災(耐震)機能強化の改修事業の専修学校・各種学校に対する金利は0.5%です。
5. 一般施設費のうち10年以内で借りの場合の金利は0.6%、6年以内で借りの場合の金利は0.5%です。
6. 一般施設費のうち耐震改築事業には寄宿舎、国際交流施設等の改築を含みます。詳細についてはお問い合わせください。
7. 特別施設費のうち10年以内で借りの場合の金利は0.7%です。
8. 老朽施設等(築30年以上の校舎等)の建替え整備事業にかかる融資に対し、文部科学省による利子助成制度があります。

問い合わせ先(私学振興事業本部) 融資部融資課

☎03(3230)7861～7867 FAX03(3230)8570(融資課共通) Eメール yushi@shigaku.go.jp(融資課共通)

事業団資金で明日を拓く

事業団融資をご利用いただいた学校紹介

今回は、私学事業団の耐震改築低利融資を利用した山口県の二つの学校を訪問しました。

学校法人 宇部学園

対象校 慶進中学校・高等学校
所在地 山口県宇部市
対象事業 校舎鉄筋改築
応対者 理事 二木 寛夫
校長 花田 崇

宇部市の中心にある当学園は、創立者二木謙吾先生が示された教育理念「至誠」を基に「独立自尊」「至誠一貫」「敬愛感謝」の校訓を定め、強い志を持ち、高い学力と人間力を備え社会に貢献できる人材を育てることを教育目標としています。

新校舎建設に当たって

街中にある学校のため、まずは複数年にわたる建築工事期間中のグラウンドの確保が大きな課題となりました。法人として、まず隣接する姉妹校の自動車学校を全面改築し、その敷地の約半分を中学・高校のグラウンドとして造成することで、工事のスタートラインに立つことができました。これには、

助成業務

半年ほど自動車学校の営業をストップしなければならなかったため、収入面では非常に厳しく、また、自動車学校の教職員は半年間業務がなかったため大きな不安もありました。しかし、「学園の未来のため」と、皆快く協力してくれました。

こうして工事の前提が整い、校舎建設プロジェクトの具体的な検討に入りました。

教頭を中心としたプロジェクトチームを作り、「新校舎でどのような教育を行うのか」また「そのためにはどのような施設が必要なのか」ということについて真剣に話し合い、次の三つのコンセプトを掲げました。

①安心・安全・快適な「生活の場」

まず、安全で快適でなければならぬ。加えて、ほっとできる安らぎの空間やくつろげる場所が必要である。

②知的好奇心をくすぐる「学びの場」

遊び心をちりばめ、いろいろな場面で自分の可能性を探る機会が持てるよう工夫する。

③出会いやつなぐりを大切にする「コミュニケーションの場」

在校生ばかりでなく卒業生なども含

めた「オール慶進」でのネットワークを大切にし、様々な交流を通して生徒の世界、視野を広げていく。

この三つのコンセプトのもと校舎の建設を進めました。



コミュニケーションの場「オープンスペース」

新校舎の特徴

①安心・安全・快適な「生活の場」

共用スペースをできるだけ広く取り、ゆとりある快適な空間にしています。安全や快適に過ごすため、分かりやすく教室を配置し、さらに、案内板を各階・ブロックごとに色分けして設置しています。

②知的好奇心をくすぐる「学びの場」

設計会社の提案だけでは面白味のない校舎になってしまうため、外部のデザイナーにもプロジェクトチームに参加してもらい、いわゆる学校らしくない「遊び心」のあるデザインや色、校舎のアクセントに曲線を取り入れるなどしています。

③出会いやつなぐりを大切にする「コミュニケーションの場」

同級生はもとより、上級生と下級生（高校生と中学生）、教員と生徒といった多くの人との関わりの中から、他者を尊重し、多様な交流を図り、主体的にコミュニケーション能力を育むため、廊下などの共用部分をできるだけ広く取り、オープンスペース、コミュニケーションスペース、エントランスホール、相談室などを設けています。



オープンカフェのような「KSホール」

事業団融資の活用

私学事業団の融資は、長期借入・固定金利・元金均等償還による安心感があり、無理のない返済計画が立てられるので利用しました。また、県から利子補給を受けることもでき、実質無利子にすることができました。今後、耐震化促進のための改築工事を予定しており、資金面から大変役に立つ制度だと考えています。（理事談）

学校法人 早稲学園

対象校 早稲高等学校
所在地 山口県下関市

対象事業 校舎建設及び改修

応対者 理事長 古田 圭一
青菁館長 古田 有子

当学園は、下関陸上競技場に隣接し、関門海峡を望む見晴らしの良い高台に位置しています。

阿部ヤス先生によって明治34年に創設された114年の歴史と伝統のある学園で、「堅忍不拔」という校訓のもと「仁」「礼」「智」を重点目標として、社会に貢献できる人材育成を目指しています。

❖新校舎建設・耐震改修に当たって❖

きっかけは、平成21年に実施した耐震診断において、ほとんどの校舎や体育館が耐震基準を満たしていないことが明らかになったことでした。

理事長や校長、一級建築士の資格を持つ元建築科教員の総務部長等でプロジェクトチームを作り、校舎等の耐震化について検討を行いました。

23年度には特別進学コースの生徒が学ぶ「菁菁館」の校舎改築、24、25年度は普通コース等の生徒が学ぶ校舎の耐震改修を実施し、27年度は体育館の改築等を予定しています。

校舎の改築工事から始めた理由は、生徒の安心・安全が一番大切であるこ

とから、ふだん生徒が授業を受けている、学校生活の大半を過ごす場所での耐震強度の最も低い校舎から最優先に耐震化を進めるべきと考えたからです。

❖新校舎の特徴❖

「菁菁館」は、職員室、教室とも窓を大きく取り、ガラス張りにすることで「明るく開放的」な校舎となっています。

新校舎になって、生徒と教員の距離がこれまで以上に近くなり、教員が生徒一人一人の様子をより細かく把握できるようになりました。生徒が成長していく過程では、必ず困難や失敗、挫折があります。そのような生徒のつまずきに気づき、すぐに手を差し伸べることでできる環境作りに新校舎は一役買っています。生徒たちは、教員が自分に気をかけてくれている、自分の存在を認めてくれていることを実感して、新校舎での学習活動を展開しています。

また、全国規模で活動している「掃除に学ぶ会」という団体が下関市にもあり、トイレ掃除によって心を磨くと



大きな窓が特徴の「菁菁館」の校舎

いう運動を実践しています。当学園でも、トイレ掃除には特に力を入れ「心磨き」に励んでいます。しかも、トイレを作る際、一枚鏡ではなく洗面台一台ごとに一枚の鏡というデザインにしました。個別の利用という意識が強まり、生徒一人一人が責任を持ってトイレを清潔に使っています。

校舎が新しくなったことで、生徒の間に学校をきれいに保つという意識が醸成され、さらに学校の中だけでなく、周辺の美化にも気を配るようになりました。野球部の生徒を中心として、自主的に学校周辺の清掃を行うようになり、近隣の住民にも高く評価されています。それは当学園が目指している「社会に貢献できる人材育成」ということにつながっていると思います。



ガラス張りですべて開放的な教室

❖事業団融資の活用❖

私学事業団の融資は、市中銀行より金利が低いことや元金均等返済であり、学園にとっても有利な制度で

した。加えて、県から利子補給があることが耐震工事に踏み切るうえで、背中を押してくれました。（理事長談）

❖山口県の耐震化補助制度❖

山口県では、公共施設の耐震化促進に力を入れており、18年から27年までの10年間で県内の私立学校の耐震化を90%以上にすることを目標とした耐震改修促進計画を進めています。

私立学校への支援として、耐震診断や改修工事を実施する際の補助金の支給、また耐震化工事のため事業団から融資を受けた場合には利子補給制度があり、融資の最長期間である20年間は利息の全額を補給しています。

県では「手厚くきめ細かい支援」をモットーに、県の職員が私立学校へ出向き、耐震化の願いをしてまわる等、耐震化促進に向け努力をしています。

❖取材後記❖

今回の訪問では、2校とも事業団資金を有効に活用し、学園の理念がしっかりと反映され、また、生徒の安心、安全を第一に考えた校舎の改築工事を行っていると感じました。さらに、山口県の独自の耐震化補助制度についても、私立学校にとって大変有意義なものであると思いました。

認定こども園に関する手続き

〔業務部 資格課〕

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートすることに伴い、認定こども園の仕組みが変わることになります。

すでに私学共済に加入している認定こども園については、新制度による新たな手続きは原則として必要ありません（設置主体が社会福祉法人の場合を含みます）。ただし、名称変更等がある場合には手続きが必要です。本号では、新制度スタートにより手続きが必要なケースについてご案内します。

なお、学校の新設や異動に関する手続きの詳細は、「平成26年版 事務の手引」117～119頁を参照してください。

1 認定こども園を新設した場合

新たに認定こども園を設置した場合には、「学校法人等異動報告書」と設置認可証の写し、認定こども園の認定書の写し（幼保連携型認定こども園の場合には不要）が必要となります。

2 既存の幼稚園、保育所が認定こども園に認定された場合

すでに私学共済に加入している幼稚園や保育所が認定こども園に認定された場合、認定書の写しに幼稚園や保育所の学校記号番号を記入して報告してください。

3 学校名称を変更する場合

認定こども園等が、新制度に合わせて名称変更を行う場合は、「学校法人等異動報告書」の提出が必要です。

4 幼保連携型認定こども園について幼稚園部分と保育所部分を統合する場合（下図参照）

これまで会計上の理由等により、幼稚園部分と保育所部分に区分して学校番号を取得していた幼保連携型認定こども園が、新制度に合わせて一本化したい場合には、原則として、幼稚園の学校番号に統合する手続きとして、次の書類が必要です。

① 幼稚園と保育所の分離適用を解消する旨の依頼書（書式は任意・要公印）
② 「所属学校等変更報告書」（保育所から幼稚園に異動する加入者分）

③ 「学校法人等異動報告書」（学校名称の変更を伴う場合のみ）

※保育所又は認定こども園の教職員を都道府県補助金の対象外としている県については統合の手続きができない場合があります。

※学校法人立の幼稚園と、社会福祉法人立の保育所による幼保連携型認定こども園の場合、手続きが異なることがあるため、ご相談ください。

幼稚園、保育所を分離していた認定こども園を統合する手続き書類

（旧）

〇〇認定こども園

（幼保連携型）

A 幼稚園
（13F9998）

B 保育園
（13F9999）

新制度移行に伴いひとつに統合する

（新）

〇〇認定こども園

（13F9998）

【必要な書類】

分離適用解消依頼書 ①

A幼稚園（13F9998）とB保育園（13F9999）は分離の必要がなくなったため、13F9998に統合します。

学校法人〇〇
理事長 XXXX

長
之
理
事
印
事
章

学校法人等異動報告書 ③

※学校名称の変更を伴う場合のみ

所属学校等変更報告書 ②

※保育所から幼稚園に異動する加入者分

平成27年4月1日から
積立貯金の利率を変更します

〔福祉部 保健課〕

積立貯金の利率は、貯金資産の運用利回りを勘案し、平成11年10月から年0・6パーセント（半年複利）としています。

しかし、長引く長期金利水準の低下の影響により貯金資産の運用利回りが低下してきているため、平成27年4月1日から年0・5パーセント（半年複利）に変更することとしました。

住宅貸付の平成27年度
団体信用生命保険料充当金の
料率が決まりました

〔福祉部 貸付課〕

平成27年4月から、団体信用生命保険（以下「団信」といいます）の適用者である借受人が負担する団信保険料充当金の料率を、適用者数の減少等の影響により、現行の貸付残高1万円につき2円77銭から3円48銭に変更することになりました。

該当する借受人の団信保険料充当金は、2月17日（火）に学校法人等宛てに発送した「保険料充当金変更通知書」のとおりとなりましたので、ご確認ください。

平成27年度の掛金率等

〔企画室〕

平成27年度の掛金率等（退職等年金給付分掛金率を除きます）は、27年1月21日開催の共済運営委員会において了承され、決定しました。

また、27年10月から28年3月までの掛金率等については、被用者年金制度の一元化に伴い、取り扱いが変更になりますので、併せてお知らせします。

短期掛金率

◆27年4月から28年3月までの掛金率

(1) 短期給付分掛金率の据え置き

短期給付分掛金率については、短期勘定の推計を行った結果、財政運営が可能であることから、現行の7・39％に据え置きます。

なお、短期掛金率のうち「特定保険料率に相当する掛金率」については、私学共済ホームページ等をご覧ください。

(2) 介護分掛金率の改定

介護分掛金率は、厚生労働省からの事務連絡の諸係数を基に介護納付金を算定した結果、前年度より3千万円減少することとなったため、現行の1・141％を0・016ポイント引き下げ1・125％に改定します。

長期掛金率等

◆27年9月までの掛金率

長期給付分掛金率については、財政再計算の結果に基づき、現行の14％を0・354ポイント引き上げ、14・354％に改定します。

◆27年10月から28年3月までの掛金率等

被用者年金制度の一元化に伴い、私学教職員も厚生年金保険の適用となります。このため、これまでは長期給付分掛金として徴収していた年金の掛金は、厚生年金の保険料（これを「加入者保険料」といいます）として徴収することになります。

加入者保険料率は一元化直前と同率の14・354％となりますが、一元化前は1階から3階部分の年金にかかる掛金率であるのに対し、一元化後は、1階から2階部分の年金にかかる保険料率となります。

【平成27年9月までの掛金率】

①40歳以上65歳未満の加入者（ ）内は26年度の掛金率

(単位：％)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短期給付分	事務費分	福祉事業分	介護分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲 種加入者	7.390	0.055	0.125	1.125 (1.141)	8.695 (8.711)	14.354 (14.000)	0.055	0.125	14.534 (14.180)	23.229 (22.891)
乙 種加入者等(注1)	7.390	0.055	0.195	1.125 (1.141)	8.765 (8.781)	—	—	—	—	8.765 (8.781)
丙 種加入者	—	—	—	—	—	14.354 (14.000)	0.055	0.195	14.604 (14.250)	14.604 (14.250)
任意継続加入者	7.390	0.055	0.125	1.125 (1.141)	8.695 (8.711)	—	—	—	—	8.695 (8.711)

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者（ ）内は26年度の掛金率

(単位：％)

区 分	短期掛金率					長期掛金率				合 計
	短期給付分	事務費分	福祉事業分	介護分	計	長期給付分	事務費分	福祉事業分	計	
甲 種加入者	7.390	0.055	0.125	—	7.570	14.354 (14.000)	0.055	0.125	14.534 (14.180)	22.104 (21.750)
乙 種加入者等(注1)	7.390	0.055	0.195	—	7.640	—	—	—	—	7.640
丙 種加入者	—	—	—	—	—	14.354 (14.000)	0.055	0.195	14.604 (14.250)	14.604 (14.250)
任意継続加入者	7.390	0.055	0.125	—	7.570	—	—	—	—	7.570

(注1) 乙種加入者等…短期のみ適用者（乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者）

※掛金の負担は、従来どおり、甲種・乙種・丙種加入者については加入者と学校法人等が折半負担、任意継続加入者については全額加入者負担となります。

※都道府県補助金は、標準給与の月額にかかる長期掛金に対して補助されます。標準給与等の額にかかる長期掛金に対して補助はありません。

これに対し、私学共済では、加入者保険料にかかる負担増に対する激変緩和措置として、一元化に伴う積立金仕分け後の「独自財源」を活用して保険料の軽減を行うことができるとされており、27年10月から28年3月までの加入者保険料率は、14・354%から0・797ポイント軽減し、13・557%となります。これを「軽減保険料率」といいます。

退職等年金給付分掛金

27年10月からは、職域部分の年金が廃止され、新たな年金として「退職等年金給付」が創設されますので、この「退職等年金給付」にかかる掛金を徴収します。この掛金率については、現在検討しており、1・5%を超えない範囲内(※)で共済規程で定める予定です。決定次第、あらためてご連絡します。

事務費分掛金

これまで、事務費分掛金は、短期掛金及び長期掛金の内訳として徴収していましたが、27年10月からは、他共済に合わせ、短期給付分掛金及び加入者保険料から財源を賄うこととします。このことに伴い、短期給付分にかかる掛金率については、27年9月以前の場合の短期給付分及び事務費分にかかる掛金率を合算した率の7・445%となり、負担額は変わりません。

福祉事業分掛金

これまで、福祉事業分掛金は、短期掛金及び長期掛金の内訳として徴収してきました。一元化法の施行に伴って改正が行われ、27年10月からは、短期給付の標準報酬月額と標準賞与額により徴収することになります。

具体的には、標準報酬月額は43等級121万円まで、標準賞与額は1年度内における標準賞与額の累計額540万円までに、下表の福祉事業分掛金率の0・25%を乗じて計算し、短期給付等事務掛金(仮称)の内訳として徴収することになります。

その影響として、甲種加入者及び丙種加入者で標準報酬月額が62万円を超える人や、標準賞与が150万円を超える人は加入者負担が増え、その分掛金収入が増えることになります。しかし、掛金率に換算して還元できるほどの金額ではないため、今後、国が進めようとしているデータヘルス計画等に使用するなど、福祉事業の充実に有効に活用していきます。

◆ ◆ ◆
これらの改正に伴い、一元化後は下表のとおり掛金等を徴収することになります。また、27年10月以降の掛金等の改定時期については、掛金は4月、軽減保険料は9月改定となる予定です。

【平成27年10月から28年3月までの掛金等の率】

①40歳以上65歳未満の加入者 () 内は掛金率等の内訳

(単位: %)

区 分	短期給付等事務掛金率 (仮称)				退職等年金 給付分掛金率	軽減保険料率	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	小 計			
甲 種 加 入 者	7.445 (7.390+0.055) (注2)	0.250 (0.125+0.125) (注3)	1.125	8.820	1.5以内 (※)	13.557 (14.354-0.797) (注4)	23.877以内
乙種加入者等 (注1)	7.445 (7.390+0.055) (注2)	0.195	1.125	8.765	-	-	8.765
丙 種 加 入 者	-	0.195	-	0.195	1.5以内 (※)	13.557 (14.354-0.797) (注4)	15.252以内
任 意 継 続 加 入 者	7.445 (7.390+0.055) (注2)	0.125	1.125	8.695	-	-	8.695

②40歳未満の加入者及び65歳以上の加入者 () 内は掛金等の内訳

(単位: %)

区 分	短期給付等事務掛金率 (仮称)				退職等年金 給付分掛金率	軽減保険料率	合 計
	短期給付分	福祉事業分	介護分	計			
甲 種 加 入 者	7.445 (7.390+0.055) (注2)	0.250 (0.125+0.125) (注3)	-	7.695	1.5以内 (※)	13.557 (14.354-0.797) (注4)	22.752以内
乙種加入者等 (注1)	7.445 (7.390+0.055) (注2)	0.195	-	7.640	-	-	7.640
丙 種 加 入 者	-	0.195	-	0.195	1.5以内 (※)	13.557 (14.354-0.797) (注4)	15.252以内
任 意 継 続 加 入 者	7.445 (7.390+0.055) (注2)	0.125	-	7.570	-	-	7.570

(注1) 乙種加入者等…短期のみ適用者(乙種加入者、協定特例加入者、放送大学・法科大学院等への公務員派遣加入者)

(注2) 27年9月以前の場合の短期給付分及び事務費分にかかる掛金率を合算した率

(注3) 27年9月以前の短期掛金率と長期掛金率の福祉事業分掛金率を合算した率

(注4) 27年10月の加入者保険料(14.354%)から独自財源を活用し、27年10月から28年3月まで0.797ポイントを軽減した率

採用時の手続き

加入者の資格取得 資格課

教職員を採用したときは、採用の日から10日以内に資格取得の報告をしてください。採用した教職員が後期高齢者医療制度の被保険者であっても資格取得の報告は必要です。

なお、4月1日採用予定者は、ぜひ事前受付をご利用ください（手続き方法は本誌平成27年2月号を参照）。

◆提出する書類

(1) 資格取得報告書

①新規資格取得
初めて私立学校の教職員として採用された人

②継続資格取得

前任校を退職した日又はその翌日に後任校で教職員として採用された人

③再資格取得

過去に私学共済制度に加入した人で、1日以上期間を空けて再び教職員として採用された人や、私学共済制度の任意継続加入者で私立学校の教職員として採用された人

※同一法人で複数の学校を有する場合
は、必ず所属している（実際に勤務している）学校で「資格取得報告書」を提出してください。

(2) 所属学校等変更報告書

同一法人内の別の学校に異動（勤務先の学校が変更）になった人

※複数の学校を有する同一学校法人内で所属に異動があった場合は、必ず「所属学校等変更報告書」を提出してください。

◆記入上の注意

(1) 氏名欄に外国人氏名を記入するとき

・フリガナ欄→カタカナで、濁点や半濁点も一字で記入し、氏と名の区切りにスペース一字を入れます（アルファベットは不可）。

・漢字欄→アルファベットを使用する場合は、大文字のみで記入し、氏と名の区切りはスペース一字を入れます（カタカナや漢字も可）。

・フリガナ欄・漢字欄とも、ミドルネーム等がある場合でも区切りは1か所しか設定できません。

(2) 基礎年金番号の記入

「資格取得報告書」の基礎年金番号欄の記入が無い場合は、資格取得報告書は返送しますので、報告書には必ず基礎年金番号を記入してください。

基礎年金番号は年金手帳や基礎年金番号通知書等から資格取得報告書に正確に転記し、確認した書類の写しを添

付してください。基礎年金番号がわからないときは、お近くの年金事務所の窓口にお問い合わせください。

なお、20歳未満の人や来日直後の外国人で基礎年金番号をお持ちでないときは、基礎年金番号記入欄の「2. 無」を○で囲み提出してください。

基礎年金番号による同一人判定で、新規資格取得で報告があった加入者の過去の私学共済制度の加入経歴が判明した場合は、継続資格取得や再資格取得に読み替えることがあります。記録統合を行ったときは「記録統合のお知らせ」を確認通知書に同封して送付しています（詳細は本誌26年8月号を参照）。

(3) 住所欄

フリガナも忘れずに記入してください。

◆任意継続加入者が再び私立学校に就職して加入者になるとき

任意継続加入者は、「任意継続加入者資格喪失申出書」に再資格取得する学校名と取得日を記入し、提出してください。学校法人等は、「資格取得報告書」（再資格取得）の余白に「任意継続喪失申出書提出済」と朱書きし、提出してください（被扶養者がいる場合の手続きは、次項を参照）。

被扶養者の認定 資格課

採用の際に被扶養者がいるときは「被扶養者認定申請書」と添付書類を、必ず資格取得日から30日以内に提出し

てください。

資格取得日から30日を過ぎて申請した場合は、その申請を私学事業団で受理した日（発信日が確認できる場合はその日）が被扶養者の認定日となりますので注意してください。

やむを得ず添付書類が整わないときは、「被扶養者認定申請書」に添付書類が整わない理由書を添えて送付してください。受け付け後、書類不備で返送しますので、添付書類が正しい状態で再提出してください。その場合、「被扶養者認定申請書」の事由発生日に遡って確認の処理を行い、加入者被扶養者証を交付します。

継続資格取得や所属学校変更の場合は、被扶養者に変更がなければ継続して認定されますので申請は不要です。

※加入者番号がまだ決定されていない場合、「被扶養者認定申請書」の加入者番号欄については、学校記号番号までを記入するとともに、資格取得報告書の提出時期（同時送付でも可）を付記してください。

◆被扶養者認定申請時の添付書類

(1) 新規資格取得や再資格取得の場合
戸籍謄本など加入者との続柄を確認する書類や非課税証明書など収入を確認する等、扶養の事実を証明する書類を添付してください。

（認定に必要な添付書類の詳細については、本誌26年10・12月号、27年2月号に掲載している「被扶養者認定申

「請事例集」や「事務の手引」の被扶養者の項、私学共済ホームページを参照）
 (2) 任意継続加入者が再資格取得し、任意継続期間と同じ被扶養者の認定を引き続き申請する場合

「被扶養者認定申請書」の余白に任意継続加入者であったときの加入者番号と「任意継続からの再取得」と朱書きすること添付書類を省略できます。
 (3) 他の健康保険制度（国民健康保険を除きます）から引き続き資格取得する場合

①前の健康保険制度で配偶者や子が被扶養者に認定されていたときは、続柄や収入確認のための添付書類を健康保険証や組合員証の写し又は資格証明書（続柄、生年月日が確認できるものに限ります）で代えることができます。

②子のみの認定申請で、学校法人等から扶養手当が支給されない場合は、①のほかに夫婦共同扶養に関する書類が必要です。加入者と配偶者の収入を比較する書類として、加入者の年収見込証明（被扶養者認定申請書の「加入者の年間所得推計額」欄への記入）と、被扶養者にならない配偶者の年収見込証明書又は前年の源泉徴収票（写し）を添付してください。

◆国民年金第3号被保険者の届け出

65歳未満の加入者が20歳以上60歳未満の配偶者を被扶養者として認定申請

する場合は、国民年金第3号被保険者の届け出を同時に提出してください。

加入者証が届く前に 保険診療を受けるとき

資格課・短期給付課

(1) 加入者番号が決定している場合又は被扶養者の認定が確定している場合
 本事業団が了承したときに限り、学校法人等の代表者が加入者に「療養資格証明書」（書式例は「事務の手引」52頁を参照）を交付することができます。ただし、加入者番号が決定する前や被扶養者の認定を確定する前に交付することはできません。また、証明書は学校の責任において交付するものです。取り扱いが充分慎重に行ってください。

(2) 加入者番号が未決定の場合

加入者証や加入者被扶養者証を提示することができませんので、医療機関の窓口では、一旦医療費の全額を自己負担しなければなりません。

この場合、自己負担のうち、保険診療に該当する分については療養費や家族療養費として請求できますので、「診療報酬領収済証明書」に医師の証明を受け、「療養費・家族療養費等請求書」に添付して提出してください。

継続資格取得者の福祉事業

保健課・貸付課

◆積立貯金

積立貯金に加入している人が継続資

格取得したときは、積立貯金は一時留保の取り扱いとなります。新たな加入者番号が決まり次第「積立復活届書」を提出することにより、積み立てを再開できます。

◆積立共済年金・共済定期保険

積立共済年金又は共済定期保険に加入している人が継続資格取得したときは、自動的に継続加入となります（手続き不要）。なお、継続資格取得時に住所及び振替口座の変更をする場合、積立共済年金加入者は「積立共済年金振替口座・住所変更依頼書」を、共済定期保険加入者は「共済定期保険事業振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。

◆貸付け

(1) 一般・教育・結婚・災害・医療貸付
 住宅貸付以外の貸付けを利用している人が継続資格取得した場合、後任校を通じて「異動報告書」を提出すれば、後任校でも引き続き定期償還できます。

(2) 住宅貸付

住宅貸付を利用している人に前任校から退職手当等が支給される場合は、継続資格取得をしても、即時償還しなければなりません。なお、前任校の退職手当等で全額償還できないなどの場合、次のとおり手続きをしてください。

①前任校の手続き

退職手当の額が即時償還額よりも少ないときは、退職手当等の支給額を明記した「退職手当支給証明書」

（書式は任意、ダウンロード可）を作成し、提出してください。折り返し本事業団から支給額に応じた即時償還額の通知等を送付しますので、退職手当等から償還額を控除して学校法人等が払い込んでください。

ロ 前任校と後任校が同一県内の退職金財団に加盟しているため、退職手当等が引き継がれるときは本事業団にご相談ください。

ハ その他の事情で退職手当等が支給されないときは、「退職手当不支給理由書」（書式は任意）を作成し、提出してください。

②後任校の手続き

次の書類を作成し、提出してください。

・「異動報告書」

・「退職手当引当承諾書」

・「団体信用生命保険申込書兼告知書（だんしん告知書）」（団体信用生命保険に継続して適用を希望する場合）

異動報告を確認すると、即時償還を取り消して定期償還を継続した旨を通知します。事前受付の場合は、前任校で定期償還していない月分の「払込取扱票」を個別に作成し送付します。で、借受人から償還額を預かり、後任校が払い込んでください。

なお、借受人に、即時償還が取り消しになった旨を前任校に連絡するよう、説明してください。

（詳細は「事務の手引」913～915頁を参照）

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。

資格取得・資格喪失報告書の事前受付

平成27年3月31日退職者及び4月1日採用予定者の届
け出の事前受付を3月から実施しています。

加入者証等は毎週2回の決定後に順次発送します。

受付開始：3月2日(月)

決定日：受け付けから8～10日後の火曜日・金曜日

発送日：決定日から3日後

- ・今回から、継続資格取得の場合も事前受付します。
- ・受け付けから加入者証等の発送までの事務処理におお
むね2週間(標準処理期間)が必要になります。
- ・なお、継続資格取得者については、前任校の資格喪失
が確認できるまで処理が保留となります。
- ・標準処理期間中は、処理状況に関する照会を控えてい
ただくようご協力をお願いします。
- ・3月中に加入者証等が学校法人等に届いた場合でも、
4月1日以降に該当者に渡してください。
- ・例年、取得時給与の訂正が多くなっています。誤りの
ないよう確認のうえ提出をお願いします。
- ・詳しくは、本誌2月号又は私学共済ホームページ「事
務担当者用ログインページ▶業務カレンダー年間スケ
ジュール3月」をご覧ください。【業務部 資格課】

平成27年度の任意継続加入者にかかる 標準給与の月額の上限額

平成27年4月からの任意継続加入者にかかる標準給与
の月額の上限額は、26年度と同額の377,000円となります。

なお、27年度の「任意継続掛金早見表」及び「任
意継続加入者用介護分掛金早見表」は、3月上旬に
送付する予定です。【業務部 資格課・掛金課】

特定健康診査受診券の有効期限は 3月31日です

昨年6月に学校法人等から加入者を經由して配付して
いただきました被扶養者の「特定健康診査受診券」の有
効期限は平成27年3月31日となっています。

被扶養者の受診率が低くなっています。加入者に対し
て被扶養者への受診勧奨の呼びかけをお願いします。

私学共済ホームページに特定健診機関(病院)一覧を
掲載していますのでご利用ください。〔福祉事業のご案内▶特定健康診査・特定保健指導▶特定健診・保健指導
機関(病院)一覧〕【福祉部 保健課】

共済事業本部へのお問い合わせが多い時期のため、
電話がつながりにくい状態となっています。特に月
曜日や午前中は大変混雑していますので、ご迷惑を
おかけしますが、ご了承ください。

貸付けの申込締め切り日 にご注意ください

4月2日送金分は3月13日(金)が締め切り日となり
ます。締め切り日(毎月15日及び月末)が土・日・祝日
のときは繰り上がりますのでご注意ください。

【福祉部 貸付課】

共済定期保険の配当金の送金

平成26年度配当金の送金は6月下旬の予定です。26年
10月1日現在の共済定期保険加入者に配当します。現在
届け出ている指定金融機関(保険料振替口座)の口座解
約や改姓による名義変更又は金融機関の統廃合による支
店名や口座番号の変更がある場合には、4月10日(金)ま
でに「振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出し
てください。期限までに変更申出書の提出がないと、配
当金の送金が遅れる場合があります。口座の登録内容に
変更があった場合は、保険料の振り替えに支障のないよ
う速やかに届け出てください。【福祉部 保健課】

3月の共済業務スケジュール

2日(月)	資格 事前受付開始 貸付 送金
6日(金)	貸付 2月分定期償還期限
10日(火)	貯金 払込期限(必着)
13日(金)	貸付 4月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(金)	貯金 送金
23日(月)	貸付 送金
25日(水)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
30日(月)	掛金 2月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 3月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(火)	貸付 4月22日送金申し込み締め切り 掛金 2月分納期限

4月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 3月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 5月7日送金申し込み・任意償還申出締め切り

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

融資事業のご案内

平成27年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成27年3月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室 等の建築事業等並びに校(園)地の 買収事業等	年% 1.0	年% 0.6	年% 0.5
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナー ハウス等の建築事業並びに当該施 設建築のための土地買収事業等	1.1	0.7	—
【教育環境整備費】 校教具（※幼稚園、特別支援学校、 専修学校が対象）、通園バス、大 型設備・情報技術整備等の購入	—	0.6	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.4

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。

※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・
元金据置(最大2年間)・元金均等償還です。2月下旬より、借入希望調書で27年度
融資のご希望を照会させていただいていま
す。施設整備をご計画の際は「安心で、安
定感のある」本事業団資金のご利用を検討
されてはいかがでしょうか。

27年度計画の詳細は6頁をご覧ください。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)融資部 融資課 ☎03(3230)7861~7867
Eメール yushi@shigaku.go.jp

助成業務貸付金残高証明書の発行

貸付金残高のある全学校法人に対し、平成27年3月31日
現在の貸付金残高証明書1部を4月下旬から5月上旬に
送付する予定です。貸付金残高のある法人においては、発行願を提出する必
要はありません。ただし、以下のいずれかに該当する場
合は、使用目的・証明年月日・必要部数を明記し、理事
長印を押印した「残高証明書の発行願」(A4判)と返
信用封筒(切手を貼付したもの)を同封のうえ、ご提出
ください。

- ①26年度末現在の残高証明書を2部以上必要とする場合
- ②26年度末現在以外の時点での残高証明書を必要とする場合

なお、26年度末時点において残高がない場合には、残
高証明書を発行しませんので、ご了承ください。

【会計監査人への残高証明書の発行】

会計監査人宛ての残高証明書は、私学事業団から直接
監査人に発行します。必要とされる学校法人は、送付先
の監査人の住所・名称(氏名)を明記した返信用封筒(表
書に「学校法人〇〇学園監査資料」・「学校法人番号」を
併記し、切手を貼付したもの)と残高証明書発行願に当
たる「確認依頼状」(公認会計士協会所定様式)を提出
してください。助成業務の貸付金にかかる償還
のご案内（平成27年3月分）助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還について
は、契約締結後に送付しました「償還年次表」及び後日送
付します「貸付金返済期日のご案内」をご参照のうえ、払
込指定期日までに私学事業団指定口座にご入金ください。払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日（事
業団の口座に入金された日）までの期間について、遅延
損害金が発生しますので、ご注意ください。償還金の振り込みに当たっては、次の点に留意してく
ださい。

- ①「貸付金返済期日のご案内（払込通知書）」の「振込
依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ②インターネットバンキング等を利用する場合は、「振
込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力
して、お振り込みください。
- ③償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず
「学校法人単位」で一括してお振り込みください。

特に3月は約定償還月に当たります。お忘れのないよ
うご注意ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7869~7871

Eメール yushi@shigaku.go.jp

私学事業団シンボルマークを作成しました



「未来への希望のために開かれた
日本私立学校振興・共済事業団の窓（扉）」

シンボルマークは、私学事業団の英語名称「Promotion and Mutual Aid Corporation for Private Schools of Japan」の頭文字「PMAC」が、一つの建物のようなイメージになるようデザインし、私立学校をしっかりと支える柱のように、各文字がまっすぐ伸びています。

ブランドカラーについては、知性、清潔、安心を感じさせる紺色をベースに、「M」の文字を反転させ、この建物の開かれた窓（扉）を表現し、ここに、明るい未来や希望を感じさせるオレンジを用いています。

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

京都ガーデンパレス人気の2食付プラン！

四季彩プラン 【取扱期間】通年（年末年始を除きます）

京料理「花ごよみ」・レストラン「ブリランテ」にて、四季折々の自慢の夕食をご堪能ください。



和食プラン夕食（一例）



洋食プラン夕食（一例）

1泊2食（1名様）

和食プラン

2名1室 12,280円

3名1室 11,850円

洋食プラン

2名1室 11,800円

3名1室 11,250円

◆夕食料理は追加料金（プラス2,000円、プラス5,000円）でグレードアップも可能です。

◆閑散期（6月、7月前半など）は上記料金よりさらにお得な料金をご用意しております。

とうせんきょう 投扇興体験付プラン



夕食「花投扇」（一例）

【取扱期間】平成27年4月15日（水）～28年3月11日（金）
（日曜・祝日・年末年始を除きます）

京都祇園・宮川町の元お茶屋での投扇興体験をお付けした宿泊プランです。夕食は「花ごよみ」でプラン特製夕食『花投扇』をお召し上がりください。

1泊2食（1名様・体験料、体験施設までの往路タクシー付）

2名1室 15,200円 3名1室 14,000円

◆2名様からご予約を承ります。

◆体験施設からの帰りのタクシーは含まれておりません。

◆閑散期（6月、7月前半など）は上記料金より1,000円割引となります。



京都ガーデンパレス

◎特定日などご利用いただけない日がございます。詳しくはフロントまでお問い合わせください。
◎両プランとも、朝食はレストランにて、和洋どちらかをお選びいただけます。

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
京都カーテンパレス

〒602-0912 京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前町605番地
☎075(411)0111(代表) (JR「京都」駅から地下鉄烏丸線で「丸太町」駅下車、徒歩8分)
<http://www.hotelgp-kyoto.com/>